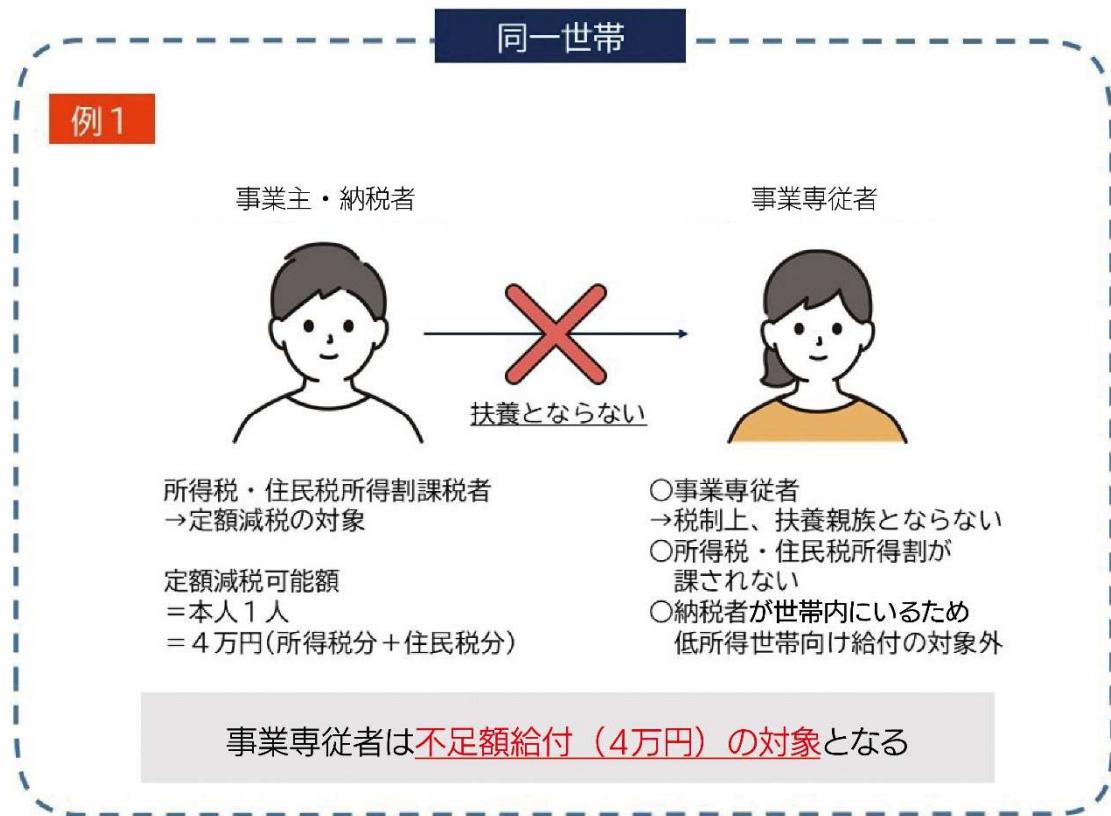


例1：青色事業専従者や事業専従者(白色)



【支給要件】

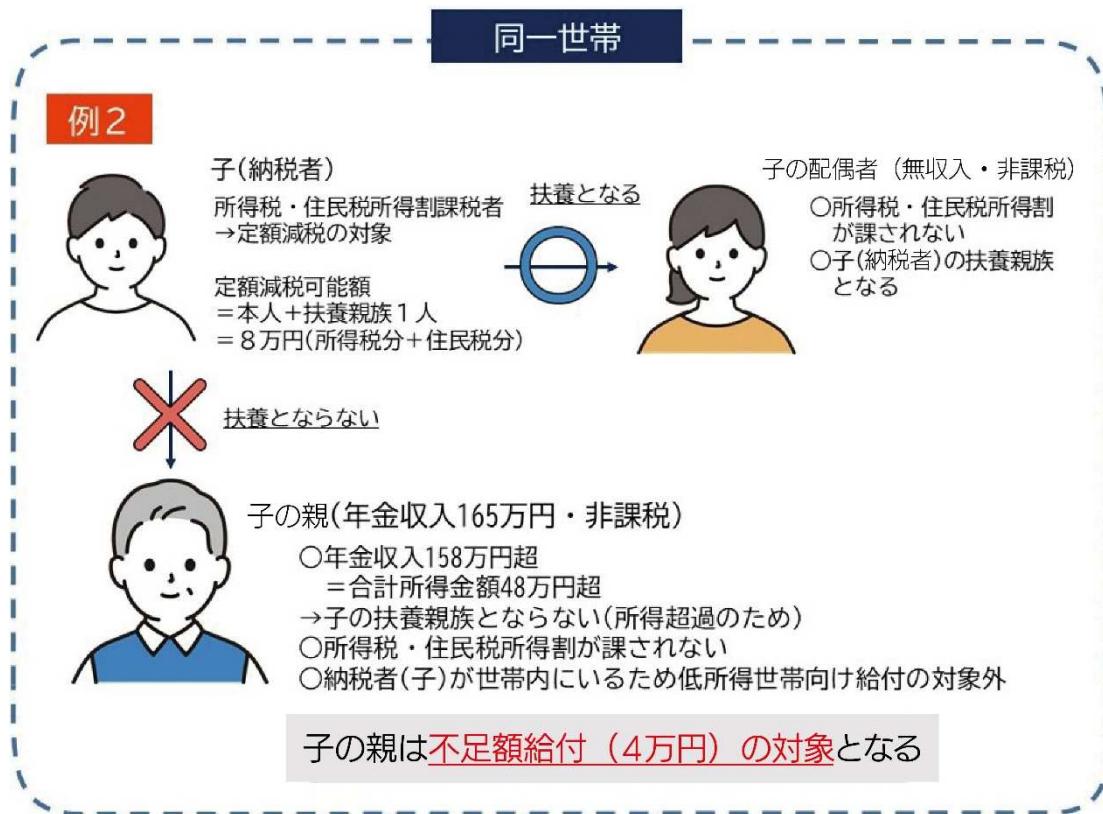
- ・税制度上、「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること
 - ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額0円であり、本人として定額減税の対象外であること
 - ・低所得世帯向け給付の対象世帯主・世帯員に該当していないこと
- (※上記支給要件は市ホームページにも記載しております)

<解説>

- ・本人が事業主・納税者の個人事業を手伝う事業専従者である(税制度上、「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外)
- ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額0円である
- ・世帯内に納税者がいるため、低所得世帯向け給付の対象にならない

⇒上記の通り【支給要件】をすべて満たすため、事業専従者は不足額給付(4万円)の対象となります

例2：合計所得金額48万円超の者



【支給要件】

- ・税制度上、「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること
 - ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額0円であり、本人として定額減税の対象外であること
 - ・低所得世帯向け給付の対象世帯主・世帯員に該当していないこと
- (※上記支給要件は市ホームページにも記載しております)

<解説>

- ・子の親は合計所得金額が48万円を超えるため、子(納税者)の扶養親族にならない
- ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額0円である
- ・世帯内に納税者(子)がいるため、低所得世帯向け給付の対象にならない

⇒上記の通り【支給要件】をすべて満たすため、**子の親は不足額給付(4万円)の対象**となります